

川岸学園設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 「川岸学園構想」及び「岡谷市川岸学園整備基本計画」に基づき、義務教育学校及び幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設立に向けた準備を進めるため、川岸学園設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 義務教育学校及び認定こども園の設立に向けた諸課題の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、義務教育学校及び認定こども園の設立に向けた準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充て、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。
 - (1) 川岸小学校及び岡谷西部中学校（以下「小中学校」という。）の学校長及び教頭
 - (2) 統合対象保育園（以下「保育園」という。）の園長
 - (3) 小中学校の保護者代表
 - (4) 保育園の保護者代表
 - (5) 小中学校の地域住民代表
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務に関わる検討事項が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

(部会)

第7条 諸課題の調整、検討等を効率的に行うため、委員会に任意の部会を設けることができる。

2 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、委員長が指名し、会務を総理する。

4 部会における検討経過、決定事項等は、委員会に対して適宜報告を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会川岸学園整備室が行う。

2 前条の部会の庶務は、委員長の指定する課等が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。